

# 参考資料



1 策定体制

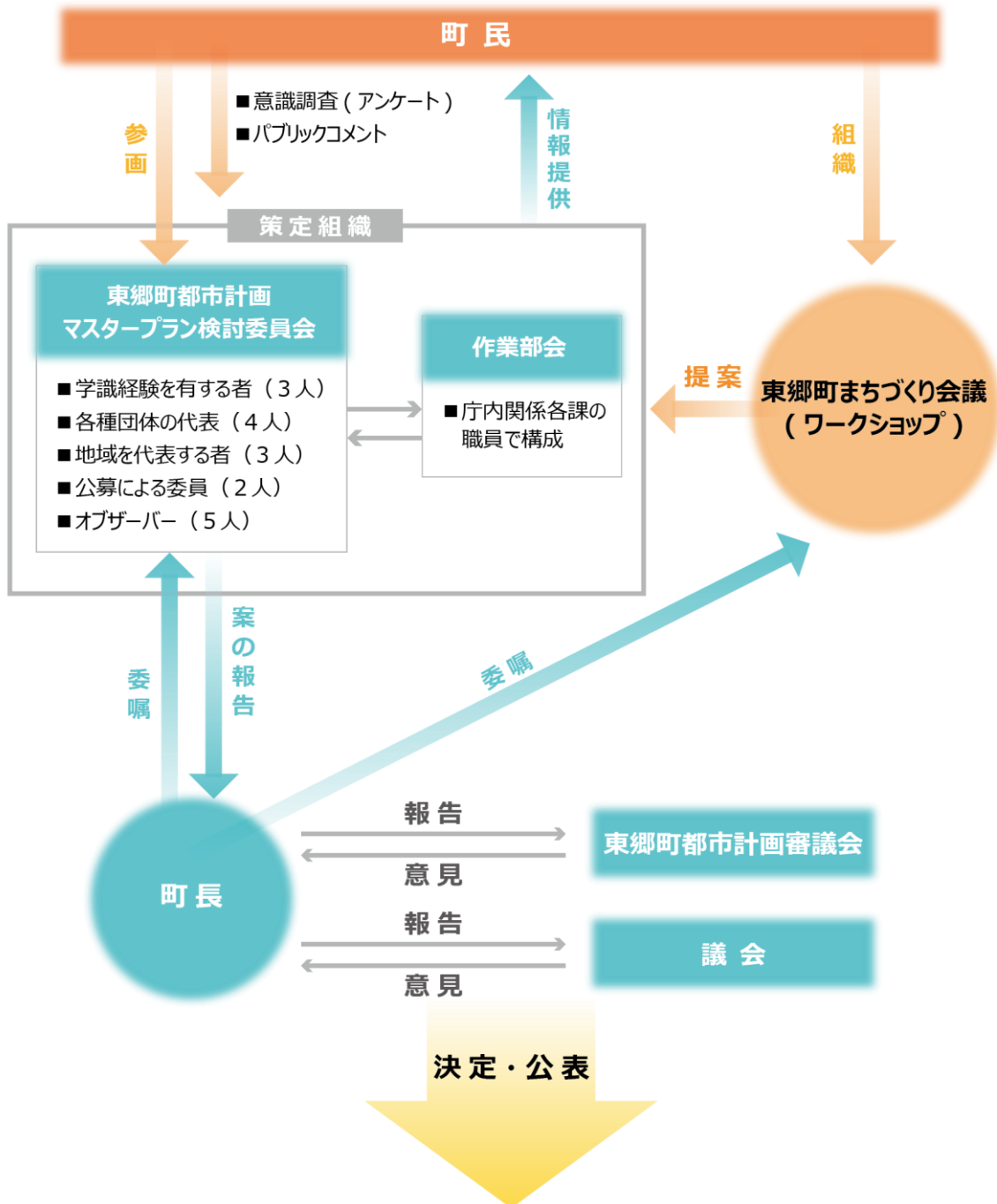
2 用語解説



## 参考資料

### 1 策定体制

#### (1) 体制図



## (2) 検討委員会

### 東郷町都市計画マスタープラン検討委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する市町村が定める都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）の策定に必要な事項について、専門的な見地から検討し、その意見を聴くため、及び住民の意見を十分反映させるため、東郷町都市計画マスタープラン検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

#### (所掌事務)

第2条 委員会は、都市計画マスタープランに関する事項を協議するものとする。

2 前項の協議結果は、意見として町長に報告するものとする。

#### (組織)

第3条 委員会は、委員（第3項のオブザーバーを含む。）20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 学識経験者又は優れた識見を有する者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 地域を代表する者
- (4) その他町長が必要と認める者

3 前項の規定にかかわらず、オブザーバーは、関係行政機関の職員から町長が任命することができる。

4 前項のオブザーバーは、必要に応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

5 第2項第2号の各種団体を代表する者又は第3項のオブザーバーが事故等により会議に出席できないときは、代理人が出席することができる。

#### (任期)

第4条 委員の任期は、前条第2項又は第3項の規定により任命された日から平成33年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長があらかじめ委員のうちから指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

### （会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員の任命後最初の会議は、町長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議は、公開するものとする。ただし、委員会において必要があると認めるときは、会議に諮った上で、非公開とすることができる。

### （議事）

第7条 会議の議事は、委員会としての意見をできる限り集約するものとする。ただし、それぞれの委員の意見が集約できないときは、それぞれの委員の意見を併記して町長に報告するものとする。

### （意見の聴取）

第8条 委員会は、所掌事務について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### （作業部会）

第9条 所掌事務のうち特定の事項について、調査研究をするため、作業部会を置くことができる。

### （庶務）

第10条 委員会の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

### （雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

R2年度 東郷町都市計画マスタープラン検討委員会委員名簿

区分	所属等	氏名
学識経験者又は優れた 識見を有する者	国立大学法人九州大学大学院芸術工学研究院准教授	高取 千佳
	国立大学法人豊橋技術科学大学大学院工学研究科建築・ 都市システム学系准教授	松尾 幸二郎
	特定非営利活動法人まちの縁側育くみ隊理事	藤森 幹人
各種団体を代表する者	東郷町商工会会長	松野 一彦
	あいち尾東農業協同組合東郷支店基幹支店長	小野田 哲也
	有限会社東郷農産代表取締役	近藤 金好
	諸輪東部開発委員会委員長	中根 文夫
地域を代表する者	諸輪区長（東部地域）	近藤 澄夫
	和合区長（中部地域）	石川 明
	白土区長（西部地域）	佐藤 忠勝
公募による委員	公募委員	西山 秋満
	公募委員	野々山 弘紀
オブザーバー	愛知県都市整備局都市基盤部都市計画課長	齊藤 保則
	愛知県尾張建設事務所企画調整監	杉本 孝博
	独立行政法人都市再生機構都市再生業務部市街地整備 第2課長	松原 弘明
	独立行政法人水資源機構愛知用水総合管理所管理課長	脇阪 賢二
	国立大学法人名古屋大学大学院生命農学研究科教授	大蔵 聡

過年度 東郷町都市計画マスタープラン検討委員会委員名簿

区分	所属等	氏名
各種団体を代表する者	有限会社東郷農産代表取締役（H30年度・R1年度）	石川 正利
	諸輪東部開発委員会委員長（H30年度）	近藤 敏宏
地域を代表する者	諸輪区長（東部地域）（H30年度）	近藤 隆博
	諸輪区長（東部地域）（R1年度）	真野 幸則
	和合区長（中部地域）（H30年度）	石川 公雄
	和合区長（中部地域）（R1年度）	小島 一夫
	白土区長（西部地域）（H30年度）	菱川 和英
	白土区長（西部地域）（R1年度）	大塚 誠
オブザーバー （H30年度・R1年度）	愛知県建設部都市計画課長	片山 貴視
	愛知県尾張建設事務所企画調整監	林 克生
	独立行政法人都市再生機構都市再生業務部市街地整備 第2課長	村上 明隆
	独立行政法人水資源機構愛知用水総合管理所管理課長	鈴鹿 克俊

### (3) 東郷町まちづくり会議

#### 東郷町まちづくり会議設置要領

##### (設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する市町村が定める都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）の策定に必要な事項について、地域の実情に関する意見及び地域の魅力や課題、まちづくりのアイデア等を聴くため、東郷町まちづくり会議（以下「まちづくり会議」という。）を置く。

##### (所掌事務)

第2条 まちづくり会議は、都市計画マスタープランに関する地域の実情について、広く意見を出し、その結果について東郷町都市計画マスタープラン検討委員会へ報告するものとする。

##### (組織)

第3条 まちづくり会議は、32人以内の委員をもって組織する。

2 まちづくり会議は、次に掲げる者から町長が任命する。

(1) 区・自治会推薦委員 20人程度

(2) 公募による委員 12人程度

3 前項第2号の委員は、年齢18歳以上の者であって、町内に住所を有する者とする。

##### (任期)

第4条 前条の委員の任期は、任命された日から平成32年3月31日までとする。

##### (地域の区分)

第5条 まちづくり会議は、次に掲げる地域ごとに開催することを基本とする。ただし、必要に応じて、全地域合同で開催することができる。

地域	場所	備考
東部	おおむね諸輪中学校区	諸輪中学校区から白鳥三丁目を除外
中部	おおむね東郷中学校区	東郷中学校区に白鳥三丁目を追加
西部	春木中学校区	

##### (委員の地域の所属)

第6条 第3条第2項第1号の区・自治会推薦委員は、原則として、推薦のあった区・自治会がある地域に所属する。

2 第3条第2項第2号の公募による委員は、原則として、現に居住する地域に所属する。ただし、本人が希望するときは、別の地域に所属することができる。

##### (会議の運営)

第7条 まちづくり会議の運営は、委員によるほか、町職員及び町が委託する事業者が補助するものとする。

(庶務)

第8条 まちづくり会議の庶務は、都市建設部都市計画課で行う。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、まちづくり会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。



## 2 用語解説

### 【お行】

#### ■ アクセス利便性

目的地への到達のしやすさ。

#### ■ 新しい生活様式

COVID-19（新型コロナウイルス感染症）の長期間にわたる感染拡大を防ぐために、飛沫感染や接触感染、さらには近距離での会話への対策をこれまで以上に日常生活に定着させ、持続させるための取組のことを指す。

#### ■ インフラ

道路、鉄道、公園、下水道、河川等、生活や経済活動の基盤を形成する施設。インフラストラクチャー（infra-structure）の略。

#### ■ 雨水貯留浸透施設

雨水を一時的に建物等の地下に貯留したり、地下に浸透させることにより、河川への雨水流出量を抑制する施設。貯留した雨水をポンプで汲み上げ、散水等の雑用水として利用することもできる。

#### ■ オープンスペース

大規模なビルやマンションに設けられる空き地であり、歩行者用通路や植栽等を整備した空間。または、都市における公園・緑地・街路・河川敷・民有地の空き地部分等の建築物に覆われていない空間。

### 【か行】

#### ■ 街区公園

主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。

#### ■ 開発許可

主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更を行う際に、都市計画法に基づき、あらかじめ国土交通省令で定める都道府県知事等の許可。

#### ■ 合併処理浄化槽

し尿と台所や風呂等の生活雑排水をあわせて浄化する装置。

#### ■ 幹線バス

鉄道駅間や鉄道駅と都市拠点をつなぐ、町の公共交通の基幹を担うバス路線。

## ■官民連携

公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、行政サービスの向上、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの。Public Private Partnership を略して PPP とも言う。

## ■既存ストック

これまでに整備された都市基盤施設、建築物等の蓄積のこと。

## ■基盤施設

道路、鉄道、公園、下水道、河川等、生活や経済活動の基盤を形成する施設。

## ■行政区

行政事務処理の便宜上設けられる区。本計画では、町内の 17 地区の区・自治会のことを指す。

## ■近隣公園

主として近隣（徒歩圏内）に居住する者の利用に供することを目的とする公園。

## ■緊急輸送道路

災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路。

## ■区域区分

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために、都市計画法により市街化区域と市街化調整区域に区分すること。

## ■広域交通体系

本計画では、鉄道や東名高速道路等、町の区域を超えた、広い範囲の移動や連携を目的とした交通網のことを指す。

## ■交通結節点（機能）

駅前広場や駐車場、駐輪場等のように、鉄道、バス、自転車等の異種の交通手段間の乗り継ぎを円滑に行うための場所（機能）。

## ■コミュニティ施設

町民が、区・自治会・小学校単位の活動等で利用できる施設。

## ■コンパクト+ネットワーク

地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、様々な世代の町民が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。

## 【さ行】

### ■ 市街化区域

都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域で、既に市街地が形成されている区域。

### ■ 市街化調整区域

都市計画区域のうち、市街化区域以外の区域を指し、市街化を抑制するべき区域。

### ■ 市街地

本計画では、人口や都市機能が集積した地域のことを指す。

### ■ 事業認可

都市計画事業として都市計画に定められた都市施設の整備を行うにあたり、都市計画法第 59 条の規定により施行者が認可権者より受ける認可。

### ■ 支線バス

都市拠点・地域生活拠点・鉄道駅等を結びながら主に町内を巡回するバス路線。

### ■ 集落地

本計画では、市街化調整区域の小規模なまとまりある居住地のことを指す。

### ■ 準幹線バス

幹線バスを補完し、町内外の拠点を結ぶバス路線。

### ■ 準用河川

1 級河川及び 2 級河川以外の河川で、市町村長が指定し管理する河川のこと。

### ■ 将来フレーム

計画的なまちづくりを進めるため、人口や産業、土地利用の状況等について将来の都市の規模を想定した基本的な指標となるもの。

### ■ 浸水到達区域

満水の状態で、地震等により氾濫及び決壊した場合に想定される浸水区域。

### ■ 生活利便施設

本計画では、市民の日常生活を支える上で必要な施設で、具体的には理美容店やクリーニング店、郵便局や銀行、日常的な商品を扱う店舗（コンビニや食品スーパー）等を指す。

## ■ 総合計画

『まちの将来像』を描き、それを実現するための行政施策を総合的にとりまとめた計画。福祉、教育、環境保全、都市基盤整備、産業振興等のさまざまな分野にわたる計画の指針となるもので、まちづくりを進める上で最も基本となる計画。

## 【た行】

### ■ 大規模盛土造成地

谷や沢を大規模（3,000 平方メートル以上）に埋めて造成した土地や、盛土前の傾斜が大きな地盤（20 度以上）の上に高く（5m 以上）盛土して造成した土地。

### ■ 地区計画

地区の特性に応じて良好な都市環境の形成を図るために必要事項を定める地区レベルの都市計画。地区の目標将来像を示す「地区計画の方針」と、生活道路の配置や建物の建て方のルール等を具体的に定める「地区整備計画」で構成され、町民等の意見を反映して、その地区独自のまちづくりのルールを都市計画で定める制度。

### ■ 昼夜間人口比率

一つの地域における夜間人口 100 人当たりの昼間人口の比率。

### ■ 低未利用地

本来、建築物等が建てられ適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間に渡り利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度（利用頻度、整備水準、管理状況等）が低い「低利用地」の総称。

### ■ デマンド型交通

利用者の事前予約に応じる形で運行経路や運行スケジュールをそれに合わせて運行する乗合型の地域公共交通のこと。

### ■ 透水性舗装

雨水を直接地中に浸透させる舗装のことであり、街路樹の保護育成、雨天時の歩行性の向上、雨水の流出抑制等に効果がある。

### ■ 特定都市河川浸水被害対策法

都市部を流れる河川の流域において、著しい浸水被害又はそのおそれがあり、河道等の整備による浸水被害の防止が市街化の進展により困難な地域について浸水被害の防止のための対策の推進を図り、公共の福祉の確保を目的とした法律。

### ■ 都市型災害

密集市街地における火災延焼等、都市化の発展により大規模化する災害、集中豪雨による内水氾濫等を指す。

### ■ 都市基盤施設

道路、鉄道、公園、下水道、河川等、生活や経済活動の基盤を形成する施設。

### ■ 都市計画区域

都市計画法その他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域。具体的には市町村の中心市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件人口・土地利用・交通量等の現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域。

### ■ 都市公園

都市公園法に規定された公園又は緑地。

### ■ 土砂災害警戒区域

土砂災害のおそれがある土砂災害防止法に基づき指定された区域のこと。別名「イエローゾーン」

### ■ 土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域の中でも土砂災害が発生した場合、建築物の損壊や住民の生命に多大な影響を及ぼすおそれがあるとされる区域のこと。別名「レッドゾーン」

### ■ 土地区画整理事業

公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更を行い、健全な市街地の造成を図る事業。

## 【な行】

### ■ 名古屋大学東郷フィールド

正式名称「名古屋大学大学院生命農学研究科附属フィールド科学教育研究センター東郷フィールド」本計画では「名古屋大学東郷農場」又は「名古屋大学東郷フィールド」と表記する。

### ■ 農振農用地区域

農業振興地域の整備に関する法律（農振法）に基づき、優良農地の確保を中心とした総合的かつ計画的な農業の振興を目指すための制度を運用する区域。

### ■ 農地中間管理事業

地域内の分散し錯綜した農地利用を整理し、担い手ごとに集約化する必要がある場合や、耕作放棄地等について農地中間管理機構が借り受け、必要な場合には基盤整備等の条件整備を行い、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して貸付ける事業。

## 【は行】

### ■ バリアフリー

高齢者、障がい者等全ての人が社会参加する上での障壁を無くすという考え方。

### ■ ビッグデータ

様々な形をした、様々な性格を持った、様々な種類のデータのことを指し、従来のデータベース管理システム等では記録や保管、解析が難しいような巨大なデータのこと。

### ■ ベッドタウン

大都市周辺の住宅地域や小都市。

### ■ ボトルネック交差点

交通の流れを阻害し、渋滞の原因となりうる交通容量の小さい交差点。

## 【ま行】

### ■ 無電柱化

道路の地下空間を活用して、電力線や通信線等をまとめて収容する電線共同溝等の整備による電線類地中化や、表通りからみえないように配線する裏配線等により道路から電柱をなくすこと。

### ■ 面的整備

土地区画整理事業等、道路や公園等の公共施設と宅地の整備を総合的、一体的に行う整備の方法。

### ■ モビリティサービス

地域における移動手段を提供すること。路線バスやコミュニティバスのほか、デマンド型の交通や地域が運行主体となる互助型の交通、コミュニティサイクル、カーシェアリングなど様々な移動手段や形態が考えられる。

## 【や行】

### ■ ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

### ■ 用途地域

用途の混在を防ぐことを目的とし、住居、商業、工業等、大枠の土地利用を区分するもの。

## ■ 予防保全型施設管理

早期に損傷を発見し、事故や大規模な修繕に至る前に適切な対策を講じる施設管理の手法。

## 【ら行】

### ■ ラウンドアバウト

環状交差点のことで、道路標識等により車両が当該部分を右回りに通行すべきことが指定されているもの。

### ■ レクリエーション機能

休養や娯楽、スポーツ活動、文化芸術活動等によって心身の疲れを癒し、充足を図る機能。

## 【アルファベット】

### ■ COVID-19（新型コロナウイルス感染症）

コロナウイルス科ベータコロナウイルス属の新型コロナウイルス（令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）による急性呼吸器症候群のこと。

### ■ DID（人口集中地区）

Densely（密集した）Inhabited（人が住んでいる）District（地区）の略。国勢調査で設定された区域で、人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の地区が集合し、合計人口が5,000人以上となる区域。

### ■ SDGs（持続可能な開発目標）

平成27年（2015年）に国際連合で合意された、「令和12年（2030年）までに達成すべき17の目標」のこと。Sustainable Development Goalsの略。

# 東郷町

東郷町都市環境部都市計画課 〒470-0198 愛知県愛知郡東郷町大字春木字羽根穴 1  
TEL : 0561-38-3111 (代) FAX : 0561-38-0066

